

第46回 農業資材審議会農薬分科会

第 4 6 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 7 年 5 月 1 5 日（木）

場所：農林水産省消費・安全局第 1 会議室

（WE B 会議形式の併用開催）

時間：1 3：3 0～1 5：0 0

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について
- （2）農薬取締法第 3 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材
審議会農薬分科会の意見について
 - ・ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含む農薬（登録）
- （3）農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分
科会の意見について
 - ・プロピザミドを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・フロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬（変更の登
録）
- （4）農薬取締法第 3 9 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での
意見の聴取について
 - ・青枯病菌感染性バクテリオファージ R K P 1 8 0 を有効成分として含む農
薬（登録）
 - ・グルホシネートを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・フェンメゾジチアズを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・フロリルピコキサミドを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・グルホシネートを有効成分として含む農薬（変更の登録）

- ・ピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬（変更の登録）
- ・シハロホップブチルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ブロマシルを有効成分として含む農薬（再評価）

（５）農薬の再評価の円滑化に向けた取組について

（６）その他

３．閉 会

午後1時30分 開会

○宇井室長 皆様お揃いの方ですので、ただいまから第46回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しいところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日、事務局を務めます農薬対策室の宇井と申します。本年4月に農薬対策室長を拝命いたしまして、分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の分科会でございますけれども、会議室とウェブ会議形式の併用、ハイブリッド開催とさせていただきます。

また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも御参加いただいております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ、常時カメラをオンの状態をお願いできればと考えてございます。

また、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきますようよろしくお願いいたします。順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば、座長の合図を待たずに御自身でミュートを外して御発言いただくことも可能でございますので、御承知おきいただければと思っております。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、こちらのチャットボックスにより御連絡を頂けると幸いです。

また、万が一の回線トラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせ申し上げますので、そちらまで御連絡いただければと思っております。

続きまして、本年4月、農業資材審議会農薬分科会の委員の先生方に一部改選がございました。今回は改選後初めての分科会となりますので、まずは改選がありました委員のお名前を事務局から御紹介させていただきます。後ほど、本日御出席いただいております皆様の御紹介をさせていただきますと考えてございます。

お手元に資料を御用意させていただいております。資料2「農業資材審議会農薬分科会委員名簿」を御覧いただければと思います。

まず、引き続き委員として御参加いただきます先生方でございますけれども、有江委員、郷野委員、五箇委員、櫻井委員、夏目委員、平沢委員、水口委員、美谷島委員、山本委員でございます。

続きまして、今回の改選で梅田委員、小西委員、本田委員が御勇退されまして、岩田委員、久城委員、栗形委員に新たに委員として御参画いただくことになりました。栗形委員におかれましては、これまで専門委員として農薬分科会の下に設置されております部会の審議に御参画いただいていたところでございます。

続きまして、臨時委員として御参画いただきます先生方でございますけれども、秋森委員、井岡委員、木幡委員、中村委員、増村委員、三浦委員でございます。

今回の改選で上島委員、工藤委員が御勇退されまして、天野委員、大井田委員に御参画いただくことになりました。上島委員におかれましては、今後は専門委員として、農薬分科会の下に設置されております部会の御審議に御参画いただくことになってございます。

御勇退された先生方におかれましては、これまでの御尽力と御指導に事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、新たに御就任いただきました先生方におかれましては、お力添えを頂きたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、分科会長は、引き続き夏目委員にお務めいただくことを先生方にお認めいただいております。また、分科会長代理につきましても夏目委員から引き続き櫻井委員を御指名いただいておりますので、両先生方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日御出席いただいております委員の先生方を御紹介させていただきます。

初めに、有江委員でございます。

○有江委員 有江でございます。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、岩田委員でございます。

○岩田委員 岩田でございます。今回初参加となりますが、昨日付でクロップライフジャパンの会長に選任されましたので、併せて御報告させていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、久城委員でございます。

○久城委員 農研機構の久城と申します。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、栗形委員でございます。ウェブでの御参加でございます。

○栗形委員 栗形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、郷野委員でございます。郷野委員もウェブでの御参加でございます。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、五箇委員でございます。五箇委員もウェブでの御参加でございます。

○五箇委員 国立環境研究所の五箇です。よろしくお願いします。

○宇井室長 続きまして、櫻井委員でございます。

○櫻井委員 櫻井です。よろしくお願いします。

○宇井室長 続きまして、夏目委員でございます。

○夏目分科会長 夏目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、平沢委員でございます。

○平沢委員 平沢です。よろしくお願いします。

○宇井室長 続きまして、水口委員でございます。水口委員もウェブでの御参加でございます。

○水口委員 水口です。よろしくお願いします。

○宇井室長 続きまして、美谷島委員でございます。美谷島委員におかれましてもウェブでの御参加でございます。

○美谷島委員 美谷島です。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、山本委員でございます。山本委員もウェブでの御参加でございます。

○山本委員 山本幸洋と申します。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、秋森委員でございます。

○秋森臨時委員 秋森でございます。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、天野委員でございます。

○天野臨時委員 日本植物防疫協会の天野と申します。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、井岡委員でございます。

○井岡臨時委員 消費科学センターの井岡と申します。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、大井田委員でございます。大井田委員もウェブでの御参加でございます。

○大井田臨時委員 法政大学生命科学部の大井田と申します。よろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、木幡委員でございます。

○木幡臨時委員 木幡でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、中村委員でございます。中村委員も本日ウェブでの御参加でございます。

○中村臨時委員 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇井室長 本日は、現時点で委員の先生方12名、臨時委員の先生方6名に御出席いただいております。増村委員、三浦委員におかれましては本日、御欠席となっております。

本分科会でございますけれども、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されてございます。本日は、委員と臨時委員を合わせまして20名のところ18名の方に御出席を頂戴しておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

さて、本日は委員改選後、初めての分科会でございますので、ここで事務局を代表いたしまして農林水産省消費・安全局農産安全管理課長の石岡より御挨拶申し上げます。

○石岡課長 皆さん、こんにちは。農産安全管理課長の石岡と申します。

まずは委員の先生方におかれましては本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、農薬行政につきまして日頃から御意見、御指導を頂いておりますこと、この場を借りて改めて御礼申し上げたいと思います。

先ほどお話がありましたとおり、先般委員の改選が一部ございまして、新しく委員をお引き受けいただきました先生方、今後ともよろしく願いいたします。また、引き続きの先生方には、これまでと変わらずよろしくお願いしたいと思っていますところでございます。

この審議会で扱います農薬につきましては、食料安全保障の確保の上で非常に重要な資材となっておりますが、一方で、農薬につきましては人の健康や環境への影響、こういったところにいろいろな議論があるところでございます。こういった声に応えるため、農水省も関係省庁と連携してしっかり科学的な評価を進め、その結果を正確に情報提供して丁寧に説明していくことをやっているところでございますけれども、同時に、農薬に求めます安全性のレベルは高まってきておりまして、より一層の安全性向上に向けた取組が必要になっているところです。

このため農薬取締法が改正されて、農薬の安全性に関する評価を充実するとともに、再評価を導入し、正に再評価を進めているところです。

この再評価につきましては、4月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画の中でも、農薬の一層の安全性向上に向け、再評価を円滑に実施するということや、農薬の登録制度の国際調和を一層推進すること等が盛り込まれておりますので、それに向けてやっていくことが重要であると思っていますところでございます。

こうした背景もあり、この分科会におきましては科学的知見に基づき専門的な立場から委員の皆様にご審議いただくことが非常に重要になっておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

本日は個別剤の審議と、一部再評価の取組状況の報告もございまして、そういった観点で本日、どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宇井室長 続きまして、議事に入ります前に、本日お配りさせていただいております資料についてでございます。

配付資料一覧に、資料及び参考資料を記載してございます。御確認いただければと思っております。

なお、対面で御参加いただいております先生方におかれましては、参考資料 1 から 4 につきましてはファイルに綴じたものを配付させていただいております。これらにつきましては次回以降も本分科会において利用させていただきますので、会議終了後は机の上に置いたままにさせていただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては夏目分科会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

分科会長の夏目でございます。

今回は委員の改選後、初めての分科会ということで、新たに委員に御就任された先生方におかれましてはどうぞよろしくお願いいたします。

今回も、農薬分科会を会議室とオンラインによる併用で開催いたします。進行中にシステム上のトラブルが発生する可能性がございますが、そのような場合には事務局に対応いただきますので、あらかじめ御承知おきくださるようよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、農薬蜜蜂影響評価部会、生物農薬評価部会、検査法部会の 5 部会に所属する委員、臨時委員、専門委員について御紹介いたします。

各部会に所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、農業資材審議会令第 6 条第 2 項の規定により、分科会長が指名することとされております。

資料 2 を御覧ください。

先ほど事務局から紹介のありました農薬分科会委員名簿の次、3 ページになりますが、農薬原体部会委員名簿でございます。

今回の改選で梅田委員が御勇退されました。栗形委員には専門委員から委員として、新たに藤代委員には専門委員として審議に携わっていただきます。なお、農薬原体部会の委員の皆様には、7 ページに名簿を記載しております検査法部会の審議にも携わっていただきます。

次に、4 ページの農薬使用者安全評価部会委員名簿でございます。

今回の改選で小坂委員が御勇退されました。上島委員には、専門委員として引き続き審議に

携わっていただきます。また、新たに天野委員には臨時委員として、元村委員、アイツバマイ委員には専門委員として審議に携わっていただきます。

5 ページの農薬蜜蜂影響評価部会でございます。

今回の改選で新たに携わっていただく委員、専門委員はいらっしゃいません。

続きまして、6 ページの生物農薬評価部会名簿でございます。

今回の改選で小西委員、工藤委員が御勇退され、新たに久城委員、大井田委員に審議に携わっていただきます。

お目通しいただきましたでしょうか。

特に御異議がないようでしたら、このようなメンバーを指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思います。

本日は、議事次第にございますように、一つ目、農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について、2 番目、農薬取締法第3 条第1 項又は第34条第1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、3 番目、農薬取締法第7 条第7 項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、4 番目、農薬取締法第39条第1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について、5 番目として、農薬の再評価の円滑化に向けた取組についてを予定しております。

限られた時間ではございますが、活発な意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、最初の議題であります農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方についてです。

今般、委員の改選がありましたことから、現行の試験要求通知の全体像について事務局、西岡課長補佐より説明をお願いいたします。

○西岡課長補佐 農薬対策室、西岡でございます。よろしくお願いいたします。

議題1 について説明させていただきます。

お配りした資料3 から5 を御覧ください。

まず、資料3 「農薬の登録申請において提出すべき資料について」となります。

こちらの通知で対象としている農薬は、1 ページの第1 に記載がございますように、微生物農薬、天敵農薬を除く農薬、いわゆる化学農薬となります。こちらで除く微生物農薬、天敵農

薬については別途通知を発出しており、後ほど御説明いたします。

この資料は、農薬の申請を行う際に必要な試験について説明しているもので、1 ページの中段から項目ごとに記載してございます。

まず一つ目としまして、農薬及び農薬原体の組成に関する試験成績でございます。（１）が農薬原体の評価に用いるもの、（２）が農薬製剤の評価に用いるものとして記載してございます。（１）は農薬原体の規格設定等に用いる資料となりまして、農薬原体部会で御審議いただく資料となります。

２番目としまして、安定性、分解性その他の物理的・化学的性状に関する試験成績となります。（１）は有効成分の評価に用いるもので、基本的な物理的・化学的性状を把握する、融点、沸点、熱に対する安定性などがございます。

ページめくっていただきまして、（２）は農薬（製剤）の評価に用いる試験で、⑩が経時安定性となります。こちらは農薬（製剤）の使用期限を設定する根拠となります。

続きまして、２ページ中段にございます３番目として、適用病害虫、適用農作物に対する薬効に関する試験成績でございます。こちらは農薬を処理したときの効果を確認する試験成績となります。

４番目としまして、農作物等に対する薬害に関する試験成績でございます。こちらは、農薬を処理したときの作物に対する害を確認する試験成績となります。

続きまして５番目、人に対する影響に関する試験成績でございます。（１）が動物体内における代謝試験で、動物体内において有効成分が変化、吸収、分布、排せつ等されるのですけれども、それを調べる試験成績となります。（２）が各種毒性試験や農薬使用者暴露量を調べる試験成績となります。①が有効成分に関するもの、②は農薬（製剤）に関するもので、この②が農薬使用者安全評価部会で審議される試験となります。

３ページの下にございます６番目、植物体内での代謝、残留に関する試験成績です。こちらは作物中の挙動や残留量を確認する試験で、作物の食品中の農薬の残留基準設定の根拠になるものです。

続きまして７番目、食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及び残留に関する試験成績でございます。畜産物中の挙動や残留を確認する試験で、畜産物の食品の残留基準値の設定の根拠になるものです。

４ページの上でございます８番目、環境中における動態と土壌残留に関する試験成績となります。土壌や水中における挙動や残留についての知見を得るものとなります。

9 番目としまして、生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績となります。

(1) として生活環境動植物に関する試験、こちらは主に環境省において評価いただくものとなっております。(2) 家畜、こちらの家畜は蜜蜂等ですが、蜜蜂と蚕への影響を確認する試験となります。影響の程度や農薬の花粉、花蜜への残留濃度を確認するもの等がございます。

5 ページ中ほどにございます10番目、試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績となります。農薬原体や作物などにおける有効成分の分析法の妥当性を確認する試験となります。

11番目、公表文献となります。農薬メーカーが自ら実施した試験のほか、公表文献について調査し、提出することとなっております。

12番目、農薬の見本検査に関する資料となります。製造予定の農薬の見本について、その検査を行い、検査結果を提出するものになります。

7 ページから31ページにかけては、各試験項目ごとに試験の提出の可否や試験例数について記載させていただいております。

続きまして32ページから最終ページまで、試験方法について記載がございます。こちらには試験に供試する物質や試験施設の条件、試験目的、試験方法について記載させていただいております。

試験方法は、おおむねOECDテストガイドラインを引用しておりますので、その番号を記載しておりますが、一部日本独自で定めている条件等について記載されております。

駆け足でございましたが、資料3については以上となります。

続きまして、資料4について説明させていただきます。

資料4は「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」となります。

1 番目の基本的な考え方としましては、微生物農薬の定義について記載しております。こちらは「ウイルス、細菌、菌類、原生生物又は共生細菌のようなものを活性成分にもつもの」と定義しております。これらを生きた状態で製造、販売する農薬を対象としております。有効成分である微生物については、孢子、酵母、分生子、萌芽、いろいろな形態で利用されるものがございます。

2 ページ、続けさせていただきます。

2 番目としまして、提出すべき資料の具体的内容を示してございます。(1) から (9) の項目がございます。これは先ほど御説明させていただきました化学農薬とおおむね同じ試験項目となっております。

(1) は、微生物農薬及び農薬原体の組成に関する試験成績でございます。微生物の生物学的情報や二次代謝物などについて、文献情報も含め収集いただくものとなっております。

(2) としまして、安定性その他物理的・化学的性状に関する試験成績となります。こちらは農薬（製剤）に関する物理的・化学的性状に関するものとなります。資料3で御説明申し上げました内容と同様に、経時安定性については微生物農薬の使用期限の根拠となるものでございます。

(3) 薬効、(4) 薬害の試験については、先ほどの化学農薬と同じ項目になります。

(5) 人及び家畜（蜜蜂を除く。）に対する影響に関する試験成績でございます。こちらは人や牛、豚等の家畜に対する影響を確認する試験成績となりまして、①から④は単回で投与する試験でございます。微生物農薬については化学農薬と異なり、生残性や感染性等を確認するものとなっております。

また、微生物の農薬の評価はティア制としておりまして、①から⑦は必須の試験、⑥についてはウイルスを成分とする場合は必須の試験となっております。この①から⑧の第1段階の試験を行い、これらの試験の結果、影響があると判断された場合に⑨から⑬の試験を実施するという流れになっております。

続きまして、(6) 農作物等への残留に関する試験成績でございます。こちらは先ほど御説明しました(5)の毒性試験の結果、影響が見られた場合に提出いただくものとなります。

続きまして、(7) 生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績でございます。こちらの家畜とは、蜜蜂となっております。①から④は主に環境省で評価いただく試験、⑤から⑨は農水省で評価を行うものとなっております。

(8) 公表文献、(9) 農薬の見本検査に関する資料は、いずれも化学農薬と同様になります。

次のページから資料の作成方法として、提出すべき条件を6ページの別紙1に表の形で表示させていただいております。続いて試験方法等が記載されてございます。

続きまして、資料5について説明させていただきます。

資料の構成としましては、微生物農薬と同じような構成となっております。こちらは「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」という通知になってございます。

こちらで言う「天敵農薬」とは、有効成分が天敵となっておりまして、散布後に、条件によっては環境中で増殖したり拡散したりする懸念がございます。

この通知発出に当たりましては、生物農薬評価部会、環境省の中央環境審議会農薬小委員会

天敵農薬分科会と合同で具体的な試験方法について議論してまいりました。そして、昨年4月に発出させていただいております。

内容の説明に入らせていただきます。

まず基本的な考え方としまして、天敵農薬とは何かを御説明しております。天敵とは「主に節足動物のうち昆虫綱、クモ綱に属する生物を、その寄生性や捕食性を利用して病害虫や雑草の防除のために生きたまま放飼するもの」としております。生きた状態の天敵を含有するもので、農薬としては、餌である生物やクッション材のようなおがくずが入っている場合もございます。

次のページ以降に、提出すべき資料の具体的内容を示しております。項目は（１）から（８）までございます。

（１）は、天敵農薬の組成に関する試験成績等となってございまして、天敵生物の生物学的情報を提出いただくこととなっております。この情報を様々な評価の基礎とさせていただいておりますので、重要な情報となります。この中では生物の分類、発生条件、増殖方法等を情報収集いただき、提出いただくこととなっております。天敵で特に重要であるのが、増殖がきちんとできるのか、増殖を繰り返した場合に同じ系統がきちんと維持できるのかになります。これらに関する情報を（１）で求めることになります。

（２）安定性その他の性状に関する試験成績となります。こちらについても、経時安定性は農薬の使用期限を定める根拠となっております。一般的には、天敵は生き物ですので、期限としては化学農薬、微生物農薬と比較して短く、受注生産のような生産体系を取っていることが多いです。

（３）と（４）は薬効、薬害になりますので、説明は省略させていただきます。

（５）人及び家畜に対する影響に関する試験となります。こちらは主に文献情報を収集いただき、影響があるかないかを総合的に考察いただく形としております。

（６）としまして、生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績となっております。生物の基本的な情報から、移動性や分散性、分散した先での定着性といった情報を収集し、考察していただくものとなっております。冒頭でも触れましたけれども、天敵農薬は生き物ですので、散布した後に広がり、そこで定着してしまい、結果的にそこにもともといた在来生物に影響を及ぼしてしまうと大変ですので、そのようなことのないよう確認することとなります。

（７）公表文献、（８）検査に関する資料は、化学農薬、微生物農薬と同様の情報となります。

す。

以上、資料5について御説明させていただきました。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

資料3から5まで御説明いただきましたが、何か御不明な点等ありましたらお願いいたします。

○有江委員 今更だと言われそうですが、資料3の2ページ、3の(2)に農薬の作用性とありますよね。この内容が65ページに書かれているのですが、実際には(1)とどのように分けて出しているのですか。

生物農薬には、基本的には作用性というのはいないんですね。逆に生物農薬等では(4)の中で薬害として、適用農作物以外の農作物等に対する影響というのがあって、これは、例えば先ほどの農薬の作用性の説明、65ページの(5)にも入るのかなと思っていて、この「作用性」というのが何か少しほかのものと違う性質のような気がしまして。

○西岡課長補佐 3の(1)ですとか4の試験についてはガイドラインが決まっております、定められた試験方法で行っていただくものになります。一方、作用性につきましては、新規成分について情報を頂くものですから、こちらから特段「こういった試験をやる」というのが決まっておらず、学術的な内容ですとか試験管の中でやるような解明といったものも、内容として適当であれば提出することができます。

○有江委員 あ、そういうことですか。そうすると、作用機作等の解析を行っている場合にはここに書くし、行っていない場合には書かない。

○西岡課長補佐 そうですね、不明ということもございます。

○有江委員 分かりました。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。ほかにございませんか。

それでは、最初の議題についてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 それでは、先に進めさせていただきます。ありがとうございます。

議題の2番目は、農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議です。

ヤマウチアシボトゲダニを有効成分として含む農薬の登録について、令和6年7月19日付で農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。

審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に先生方に利益相反の状況について確認させていただいてございます。

その結果、岩田委員及び秋森委員より利益相反のお申出がございました。事務局としても利益相反の基準に該当することを確認させていただきましたので、御報告させていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員については、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含む農薬の登録について、御審議いただきます。

まずは事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。よろしくお願いします。

私より御説明させていただきます。

資料6を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただきましたら答申の別添となる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、令和5年12月に農薬登録申請されております。そして農業資材審議会への諮問が令和6年7月、生物農薬評価部会の審議が令和6年10月に行われました。本件は天敵農薬の審議でありますことから、環境省の農薬小委員会天敵農薬分科会との合同部会として開催されております。その後、環境省の農薬小委員会、1か月のパブリックコメントを経て最終化に至っております。

なお、パブリックコメントにつきましては、今回、御意見はございませんでした。

2 ページを御覧ください。

剤の概要でございます。

一般名、分類は、こちらに記載したとおりでございます。今回、新規の天敵農薬として申請されたものでございます。用途は殺虫剤で、その捕食範囲ですけれども、ネダニ類の他、ハウレンソウケナガコナダニ、ネギアザミウマの幼虫の捕食が報告されています。適用作物ですが、今回の申請ではらの施設栽培、適用害虫はネダニ類で、発生前、発生初期に株元に放飼して使用するものになっています。

登録申請の農薬につきましては、別紙1に記載のとおりとなっております。

剤の概要については以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、生物農薬評価部会における議論の結果を有江委員から御報告いただきます。

○有江委員 生物農薬評価部会の審議に参加しております有江でございます。部会を代表いたしまして、ヤマウチアシボソトゲダニの審議結果について概要を御報告いたします。

資料6の3ページを御覧いただきたいと思います。

まず、(1)農薬原体についてでございますけれども、ヤマウチアシボソトゲダニは天敵生物であることから、原体規格の設定は必要ないと判断いたしました。

次に、その下の(2)人に対する安全性を御覧いただきたいと思います。

ヤマウチアシボソトゲダニの公表文献による情報において、資料に記載のとおり、ヤマウチアシボソトゲダニが人に対して病原体を媒介する可能性等、使用者に対する悪影響は報告されていません。このため、人の健康に影響を及ぼす可能性は低いと判断しております。

続きまして、その下の(3)生活環境動植物への影響を御覧いただきたいと思います。

①移動・分散性についてですけれども、ヤマウチアシボソトゲダニは在来種であり、日本全国に分布しております。普段はごく低密度で広く分布し、餌となる特定の微小昆虫等が大量に発生したときに限り急激に増殖すると考えられており、一般的に自然環境下でそのような状況になることはないことから、放飼後にヤマウチアシボソトゲダニが増殖する可能性は低いと判断しております。

②定着性及び③標的外生物への影響につきましても、それぞれ影響が起こる可能性は低いと判断しております。

最後にその下、(4)家畜(蜜蜂・蚕)に対する影響でございますけれども、ヤマウチアシボソトゲダニは翅を有さない土壌徘徊性の捕食性ダニであり、捕食の範囲は、資料にお示ししておりますとおりコナダニ類、ネダニ類などになります。よって、現在得られている知見では、蜜蜂及び蚕に影響を及ぼすおそれは低いと判断しております。

ヤマウチアシボソトゲダニの生物農薬評価部会での審議結果の概要は、以上となります。

よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございます。

次に、事務局より、5番、農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、4ページから5ページまでに記載しております。いずれにつきましても該当がないと判断いたしましたので、登録可能と考えております。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明のございましたヤマウチアシボソトゲダニの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について(答申)。

令和6年7月19日付け6消安第2355号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料6が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ヤマウチアシボソトゲダニの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（３）農薬取締法第７条第７項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入りますが、その前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 先ほどと同様に、第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に先生方に利益相反の状況について確認させていただきました。

その結果、議題（３）で御審議いただきますプロピザミドとフロルピラウキシフェンベンジルのいずれに対しても岩田委員及び秋森委員より利益相反のお申出がございました。事務局といたしましても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告させていただきます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員につきましては、議題（３）の審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

令和６年５月23日付で農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされておりますプロピザミドを有効成分として含む農薬の変更の登録について、御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料７に沿って説明させていただきます。

こちらの資料ですが、先ほどと同様に、本日御審議いただきまして、御了承いただきましたら答申の別添となる資料でございます。

１ページを御覧ください。

まず、経緯ですけれども、令和５年12月に変更の登録の申請を受け付けました。そして農業資材審議会への諮問が令和６年５月、原体規格の設定が必要なため、令和７年２月に農薬原体部会で御審議いただきました。

２ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。

化学名、CAS番号、分子式、構造式、分子量は資料に記載のとおりでございます。本農薬の初回登録年は、1979年になります。用途は除草剤で、作用機作、主な適用作物、使用方法是記載のとおりとなっております。

別添１に申請農薬を示しています。

申請剤の概要については、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

よろしくお願いします。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。部会を代表いたしまして、プロピザミドの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は有効成分であるプロピザミドに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、970g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のプロピザミドの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。

概要は、③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分プロピザミドのほか1g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1000～1025g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるプロピザミドの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえまして、さきの規格を提案させていただきました。

説明は以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

続きまして、事務局より、5番、農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料7の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、4ページから5ページまでに記載しております。

いずれも該当ないと判断いたしましたので、変更の登録可能と考えております。

説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明のございましたプロピザミドの変更の登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

○櫻井委員 原体のことには何も関係ないんですけれども、2ページの作用機作のところに「マイクロチューブリン重合阻害」と書いてあるんですけれども、「微小管」は「マイクロチューブ」で、「微小管」の構成分子の一つ一つは「チューブリン」ですよ。 「マイクロチューブリン」という言い方は、用語として、ちょっと聞いたことがないんですけれども。公文書として残すので、もし間違いであれば困るから、確認してください。

○石原審査官 確認させていただきます。

○櫻井委員 お願いします。

○山原課長補佐 「微小管重合阻害」と漢字で書かれていたりしますね。

○櫻井委員 そうですね。「微小管」ならいいんですけれども、「チューブリン」というのは微小管をつくる一つ一つの分子の名前なので、それに「マイクロ」を付けるのはとても変な話で、教科書的にはこれはないなと思ったものですから。「微小管」と日本語で書いていただいても全然構わないと思います。

○山原課長補佐 答申の別添は、正しい表記にしたいと思います。

○櫻井委員 そうしてください。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和6年5月23日付け6消安第1057号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、プロピザミドを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料7が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、プロピザミドの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題(3)の二つ目の審議を行いたいと思います。

令和7年2月13日付で農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされておりますフルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬の変更の登録について、御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料8に沿って御説明させていただきます。

こちらの資料も、本日御審議いただき、御了承いただきましたら答申の別添となる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

まず、経緯ですけれども、令和6年11月に変更の登録の申請を受け付けております。そして農業資材審議会への諮問が令和7年2月、原体規格の設定が必要なため、令和7年2月に農薬原体部会で御審議いただきました。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。

化学名、CAS番号、分子式等は、資料に記載のとおりでございます。本農薬の初回登録年は、2020年になっております。用途は除草剤で、作用機作、主な適用作物等は記載のとおりとなっております。

申請剤の概要については以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。

よろしくお願いします。

○水口委員 フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料8の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフロルピラウキシフェンベンジル及び考慮すべき毒性を有する不純物としてトルエンに対し設定することとし、フロルピラウキシフェンベンジルの910g/kg以上、トルエンは2g/kg以下とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のフロルピラウキシフェンベンジル及びトルエンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際して検討した結果を報告いたします。概要は、③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、さきの有効成分フロルピラウキシフェンベンジル及び不純物トルエンのほか、1g/kg以上含有されている不純物の分析法につきまして、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が982～996g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物のうちトルエンは、フロルピラウキシフェンベンジルと異なり、反復投与毒性試験において神経毒性が認められています。

食品安全委員会では、トルエンの耐容一日摂取量（TDI）を0.149mg/kg体重/日と設定しています。また、ICHのガイドラインでは、トルエンの許容一日暴露量（PDE）は成人の体重を50kgとして8.9mg/日/人とされており、体重当たりに換算すると0.18mg/kg体重/日となります。トルエンのTDIとフロルピラウキシフェンベンジルの許容一日摂取量（ADI）8mg/kg体重/日との比較から、トルエンの長期毒性に関する参照濃度は2g/kgと算定いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析に基づくトルエンの含有濃度の上限値は2g/kgであり、農薬原体の同等性評価における許容範囲3g/kgの増加を考慮した場合、長期毒性に関する参照濃度を超えるため、トルエンは、考慮すべき毒性を有する不純物とすることが妥当で

あると判断いたしました。

以上より、農薬原体中のトルエンの最大許容濃度は、トルエンの長期毒性に関する参照濃度 2 g/kg以下とすることとし、農薬の製造に用いられる農薬原体の含有濃度の上限値を組成分析に基づく 2 g/kg以下と設定することが妥当であると判断いたしました。

農薬原体中に含有されているその他の不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討しました結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるフロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、さきの規格を提案させていただきました。

また、フロルピラウキシフェンベンジルの農薬原体の成分規格及びその分析法は、令和 2 年農林水産省告示第301号において、農薬取締法第31条第 3 項の規定に基づく農薬原体の検査方法として定められております。

本分科会で、フロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬につきまして変更の登録をして差し支えないと答申されましたら、この告示からフロルピラウキシフェンベンジルに関する検査方法を削除することについて、第11回農業資材審議会農薬分科会検査法部会で了承されておりますので、併せて御報告いたします。

説明は、以上となります。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

続きまして、事務局より、5 の農薬取締法第 4 条第 1 項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料 8 の 5 ページを御覧ください。

農薬取締法第 4 条第 1 項の各号への該当でございますが、5 ページから 6 ページまでに記載しております。いずれも該当がないと判断いたしましたので、変更の登録可能と考えております。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御説明のございましたフロルピラウキシフェンベンジルの変更の登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和7年2月13日付け6消安第6396号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、フロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料8が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、フロルピラウキシフェンベンジルの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（4）農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 今回諮問する農薬について、御説明いたします。

資料9－4を用いて御説明いたします。

2ページを御覧ください。

青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180でございます。

こちらは新規申請のあった微生物農薬の殺菌剤であり、微生物の分類は、こちらに示したとおりになります。作用機作ですけれども、青枯病菌に感染し、増殖、溶菌することで青枯病菌に殺菌作用を示すと考えられています。

下の方にまいりまして、海外の状況ですけれども、JMP Rの評価はなく、欧米での登録もございません。

続きまして、3 ページを御覧ください。

グルホシネートでございます。

こちらは後発の新規申請でございます、構造式はこちらに示したものでございます。用途は除草剤で、作用機作は記載のとおりでございます。適用作物ですが、今回は非食用作物のみの申請となっております。

海外の状況ですけれども、JMP Rでの評価があり、米国での登録はありますが、欧州での登録はない状況でございます。

続きまして、4 ページを御覧ください。

フェンメゾジチアズでございます。

こちらは新規申請でございます、構造式はこちらに示したとおりでございます。用途は殺虫剤で、作用機作は記載のとおりとなっております。

海外の状況ですけれども、JMP Rの評価はなく、欧米での登録もない状況でございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。

フロリルピコキサミドでございます。

こちらにも新規申請の農薬でございます、構造式はこちらに示したとおりでございます。用途は殺菌剤で、作用機作は記載のとおりとなっております。

海外の状況ですけれども、JMP Rの評価はありますが、欧米での登録はございません。

続きまして、6 ページを御覧ください。

グルホシネートでございます。

先ほど同じ成分で後発新規申請のグルホシネートについて御説明させていただきましたが、こちらは先発の、既登録のグルホシネートになります。今回は変更の申請があり、原体規格の設定を行うものです。構造式、用途、作用機作、海外状況等は、さきに説明した後発剤と同じになります。

初回の登録年は2002年で、こちらの適用作物は非食用だけでなく、食用の作物もございます。

続きまして、7 ページを御覧ください。

ピカルブトラゾクスでございます。

こちらの変更の申請でありまして、原体規格の設定を行うものになります。構造式はこちらに示したとおりでございまして、作用機作は記載のとおりとなっております。用途は殺菌剤で、初回登録年は2017年という成分になります。

海外の状況ですけれども、JMP Rの評価はなく、米国での登録はありますが、欧州での登録はない状況でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

以降2農薬は、再評価申請の剤になります。

最初は、シハロホップブチルになります。

構造式は、こちらに示したものになります。初回登録年が1996年、用途は除草剤でございます。作用機作は記載のとおりとなっております。

海外の状況です。JMP Rの評価はありませんけれども、欧米での登録はございます。

最後、9ページを御覧ください。

ブロマシルでございます。再評価申請剤の二つ目となります。

構造式はこちらに示したものでございまして、初回登録年が1965年、用途は除草剤でございます。作用機作は記載のとおりとなっております。

海外の状況です。JMP Rの評価はありませんけれども、米国での登録はある状況でございます。

議題（4）の説明は、以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けてこれから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中で頂くとして、事務局より説明のあった事項について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

2番目のグルホシネートの登録は、前のものとは全然別の製造法で作られるという意味でよろしいでしょうか。

○石原審査官 その辺は企業秘密等もございますので、詳細については回答を差し控えさせていただきます。。

○夏目分科会長 いかがでしょうか。

○天野臨時委員 今のグルホシネートの件でいま一度、確認ですけれども、さっき後発の新規申請というお話でした。これもいわゆるジェネリックという位置づけと考えてよろしいですか。

○石原審査官 その御理解で問題ございません。

○天野臨時委員 分かりました。

ジェネリックの中には、一般的に私たちがイメージするような内容が同じ、つまり原体規格が同じもので、例えばデータが共有できるものもそういう位置づけで、それは申請するものが少し少なくて済むといったイメージでしょうか。

○石原審査官 そうですね、いろいろなケースがございますけれども、条件に合っているものに関しましては省略できるというものになっております。

○夏目分科会長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、資料9-4の1ページにありますように、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180は生物農薬評価部会、2番目の令和6年7月に登録の申請を受けたグルホシネート、3番目のフェンメゾジチアズ、フロリルピコキサミド、シハロホップブチル及びブロマシルについては農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の3部会、令和6年9月に変更の登録申請を受けたグルホシネート及びピカルブトラゾクスについては農薬原体部会でそれぞれ御審議いただき、審議の結果を後日の分科会に報告していただくこととなりますので、各部会の先生方にはどうぞよろしくお願いいたします。

次に、議題（5）農薬の再評価の円滑化に向けた取組についてに入ります。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○山原課長補佐 農薬対策室の山原でございます。

資料10を御用意いただければと思います。

農薬の再評価の円滑化に向けた取組についてでございます。

背景でございますが、再評価につきましては農業資材審議会に対しまして、本日の2成分を加えてこれまでに42成分につきまして諮問を行っておりますが、うち3成分につきましては農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会、そして農薬蜜蜂影響評価部会の審議を終えまして、消費者庁において食品衛生基準審議会での審議、また、残留基準設定に向けた手続が進められているところでございます。

また、令和6年11月に農薬分科会におきまして、農薬取締法の施行状況について先生方に御議論いただきましたが、「再評価を円滑に進めることができるよう審査等のノウハウを蓄積するとともに、関係省庁と連携して体制の整備と人材育成を進める。また、手続についても効率化に向けて所要の見直しを実施する」としております。

更に食料・農業・農村基本計画、この4月に閣議決定いたしましたけれども、こちらでは

「農薬の一層の安全性向上に向け、2018年の「農薬取締法」改正に伴い導入した農薬の再評価制度により、全ての農薬について最新の科学的知見に基づく再評価を円滑に実施する」としておりまして、安全性を確保しつつ、事務局におきまして再評価の円滑化に向けた取組を検討、実施しているところでございます。

本日は、事務局で検討、実施した取組について御報告したいと思います。

まずは審議スキームの見直しについてでございます。

別紙のカラーページも参考にさせていただきたいのですが、これまでは、食品安全委員会での評価が終了した後、農業資材審議会農薬分科会使用者安全評価部会で審議し、それに続いて消費者庁の食品衛生基準審議会で審議するという直列型で再評価を進めていたところでございます。それを、下半分でございますけれども、食品安全委員会での評価が終了した後、農林水産省と消費者庁との間で審議状況を共有しながら審議を進める並列型の進め方に変更することといたしました。令和7年4月22日以降に食品安全委員会に評価要請する農薬について並列型の進め方とするとともに、同じ日以降に食品安全委員会から結果通知がある農薬につきましても同様の進め方で実施することとしております。

次の項目でございますけれども、再評価の提出資料に対する指摘事項のフィードバックでございます。

再評価に際し提出のあった資料に対して、これまで関係府省、審議会等から指摘した事項がございます。これらのうち一般化できる事項につきましては、農薬製造事業者全体にフィードバックいたしまして、農薬製造事業者等による資料作成、関係府省による資料確認の円滑化を図っているところでございます。

今後の予定でございますけれども、引き続き関係府省と連携いたしまして、さきに御紹介した取組を継続し、円滑化を図りたいと存じます。

また、再評価の進捗を見ながら、御紹介した取組以外の取組も講じるなど、不断に円滑化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

資料10の説明は、以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明のありました農薬の再評価の円滑化に向けた取組について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○岩田委員 再評価の円滑化に向けた取組につきましては、手続の効率化、再評価の円滑な実施ということで、今回、具体的な取組として審査スキームの見直し、並列型ということと、提

出者に対する指摘事項のフィードバックや、コミュニケーションの強化が打ち出されていますが、この点については評価できるものと考えています。

一方で、今後とも安全性の確保は当然大前提になりますが、外来生物の問題とか、最近のカメムシの害等もごございますので、適用拡大等も対応がスムーズに進むように、更なる円滑化に向けた取組を是非期待したいと思っております。

質問ですけれども、当然ながら、有効成分によって再評価の期間が異なることは理解していますが、そういった流れの中で、一般的な再評価の期間の目安のようなものが今後、出てくるようであれば是非御提示いただくと、企業サイドとしても新規剤の開発とか適用拡大のスケジューリングができると思いますので、よく御検討いただきたいというのが1点。

それから、今後の円滑化の更なる強化という点では、ここにあります体制の整備と人材育成という中で、例えば人員体制の強化とか、その辺りについても是非御検討いただければ有り難いと考えます。

○山原課長補佐 岩田委員御指摘のとおり、この課題といいますのは、再評価が長期化することによって生産現場で求められている農薬が円滑に供給できなくなることだと認識しているところでございます。

安全性に関する審議を従前のおり徹底するということは崩さず、手続面で改善できるところは改善するといった不断の取組、こちらを関係省庁と連携しながら進めていって、再評価の円滑化をより一層進めていきたいと考えております。

お投げかけいただきました期間の話ですね。やはり成分によって再評価に要するものは様々ございますので、今のタイミングで「何年」とか具体的なことは申し上げづらいところでございますけれども、新たに見直したスキームも活用しながら実際に経験を積んでいって、業界にも相場感というものがお示しできるような環境になるように、こちらといたしましても努力してまいりたいと思います。

○岩田委員 よろしく申し上げます。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

○井岡臨時委員 消費者の立場から一言。

このような円滑化で、長期に掛かっていた作業が短くなるということは大変評価できるかと思えます。

気候変動とか食料安全保障の面でもいろいろな変化が急激に起きているような気がするので、そちらに対応していただければと期待しております。よろしくお願いいたします。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○天野臨時委員 2点ほど、答えられる範囲で教えてください。

1つ目の、審査スキームの見直しにあります直列を並列にすることで、目安としてどのくらい期間が短縮されるものでしょうか。

2つ目としまして、(2)指摘事項のフィードバック、具体的にはどのような形を考えておられるのでしょうか。といいますのも、書面のようなもので、誰でも公平に早いタイミングで情報共有できるようなことが望ましいかと思っております。個別の案件で、ちょっと聞き伝えですので正確でない情報があるかもしれませんけれども、例えばそれぞれのメーカーさんから個別に審査資料のレクチャーを受ける中で、口頭でのやり取りの中では、どうもニュアンスが正しく伝わっていないような場面も過去にはあったように聞き及んでおります。そうしたことがないように、お互いに正しく理解して対応ができているかを確認するためにも、何か、例えばQ&Aのようなものがあるのか、どのような形がいいか分かりませんが、書面のようなもので、皆さんが過去にどのようなやり取りがあったか分かる方がよいのではないかと私は思っております。

いかがでしょうか。

○山原課長補佐 御質問ありがとうございます。

まず、1点目でございます。今般スキームを見直させていただきましたけれども、それほどのぐらい短くなるかということかと思えます。

まだ見直したばかりでありますので、なかなか「これぐらい」と申し上げづらいところではありますが、従前の取組から考えますと、6か月程度は短くなるのではと期待しているところでございます。

2点目のフィードバックの件でございます。

これまでに農薬製造事業者に幅広く参集いただきまして、資料を使いながら「こういった点に注意してください」と御説明を申し上げているところでございます。これまで2、3回とやらせていただいておりますが、今後も他の分野、また新たな課題等が見つかってききましたら、機会を捉まえて広く説明会なども開催してまいりたいと思います。

○天野臨時委員 ありがとうございます。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

○山本委員 評価スキームの見直しということで、大分スムーズに進むのかなと期待しておる

ところですが、この議論の発端は法律改正5年後の見直しだったと思うんですが、その5年後見直し全体のアウトラインとしては今後どのような進め方をされるのかということがあって、この議論なのかなと思うのですが、その辺ちょっと確認させていただければと思います。

○石岡課長 農産安全管理課長の石岡でございます。

5年後見直しの件につきましては、昨年11月の審議会でこれまでの施行状況と課題・対応方向の目出しをさせていただき、皆さんに御意見を頂いたところでございます。

正にその中で目出ししたことにつきまして、今回のようなタイミングを捉えて進捗したことを御報告させていただきながら、意見交換していくのかなと思っておりますので、何かまた新しい形で取りまとめというのではなく、御議論いただいたそれぞれの項目について、取り組んできたこと、取り組むようなことをこの審議会の場で御報告し、御議論いただく、そのような形を考えているところでございます。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

今、この再評価のスキームの見直しの図が出ていますけれども、先ほどの議題（4）で再評価のあった2剤については、今、改めて見てみると、申請があったのが令和6年3月とかですよ。そうすると、このスキームで言う一番左側の、農林水産省が申請を受け付けて農業資材審議会に回ってくるまで1年ぐらい掛かるんですかね。そこはもう少し何とかなるようなことはないのでしょうか。非常に勝手な、素人的な質問だと思いますが、どのくらい時間が短縮できるのかということ。

○山原課長補佐 この資料の受付から農業資材審議会への諮問に当たるステップですね。このステップの中にも、いわゆる事務的な手続に当たる要素が入っているところもありまして、そこにつきましても円滑化に向けて、今、関係機関と改善に取り組んでいるところでございます。

○夏目分科会長 ほかに委員の皆さんから、「ここは何とかするか」といった御意見があれば、いかがでしょうか。

それでは、資料10に関する議論は以上とさせていただきます。

本日は様々なお立場から御議論いただきまして、ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の議論も参考にしながら、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

そのほかの議題ですけれども、先生方から何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行役を事務局にお返しします。

○宇井室長 夏目先生、進行どうもありがとうございました。

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の議事の要旨及び議事録につきましては、事務局で案を作成させていただきまして委員の先生方に御確認を頂きました後、公開とさせていただきたいと考えてございます。

ほかにございませんようでしたら、以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会させていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時00分 閉会